

鴨川市入札・契約制度等検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第14号

鴨川市入札・契約制度等検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

鴨川市入札・契約制度等検討委員会設置要綱（令和4年鴨川市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第7条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「及び物品部会の副会長は、管財契約課長」を「の副会長は農林水産課長をもって充て、物品部会の副会長は環境課長」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「建設経済部長」を「都市建設課長」に、「企画総務部長」を「財政課長」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に定めるもののほか、市長が必要と認める職員を部会員とすることができる。

第10条中「企画総務部管財契約課」を「財政課」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

副市長
総務課長
財政課長
危機管理課長

別表第2（第7条関係）

財政課長
農林水産課長
都市建設課長

別表第3（第7条関係）

財政課長
環境課長
商工観光課長
学校教育課長

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。